

茅ヶ崎市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月作成

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため方策に関する事項 （法8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの 算出方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	11
13	その他のリサイクル	11

1 計画策定の意義

本市は、都心への交通の利便性や恵まれた自然環境のもと住宅都市として発展してきた。本市では令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とする『茅ヶ崎市総合計画』を策定し、将来の都市像を『笑顔と活力にあふれみんな未来を創るまち 茅ヶ崎』と定め、その実現に向けて施策を展開している。国及び地方公共団体においても従前の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型の社会システムの構築に向けた取り組みが実施されてきたところであるが、生活様式の多様化や利便性の向上に伴う廃棄物の質的变化により廃棄物処理問題は年々複雑化してきている。本市においても、最終処分場の使用期限の到来や老朽化に伴う施設整備といった処理施設に関する廃棄物処理問題は、重要課題の一つとなっている。さらなる循環型社会に移行していくためには、生産から消費及び廃棄に至るあらゆる段階において、今まで以上に廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など減量化・資源化の推進に努めることが肝要である。

このような背景を鑑み、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源の再利用と最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、一般廃棄物の減量化・資源化や廃棄物処理施設の効率的な利用を図るとともに、環境への負荷と健全な経済の発展が調和した資源循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を次のとおり示す。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となって、『資源循環型まちづくりを推進し快適都市茅ヶ崎』の実現を目指す。
- (2) ごみの発生・排出を極力抑制することを第一義とし、排出されたごみは可能な限り資源化することで、最終処分量を限りなくゼロに近づける資源循環型社会を目指す。
- (3) 市民・事業者・行政が主体的にそれぞれの役割と責任を分担することで、ごみの減量化・資源化の推進に努める。

3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5か年間（令和5年度～令和9年度）を計画期間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチールかん、アルミかん、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、飲料用紙パック、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装類を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年度 \ 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	16,153	16,065	15,977	15,875	15,788

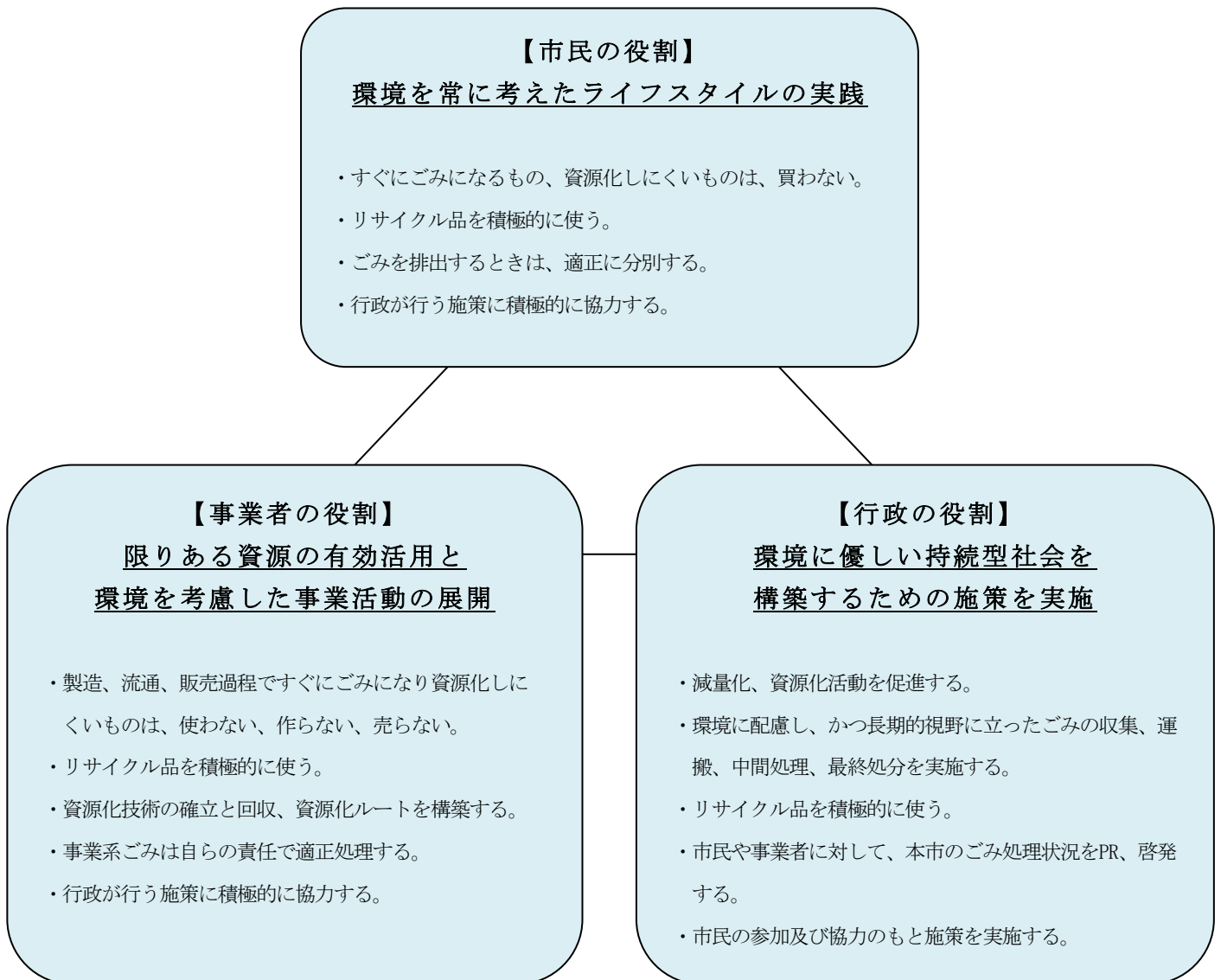
※平成30年3月改定の茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の推計値を使用し、算定した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

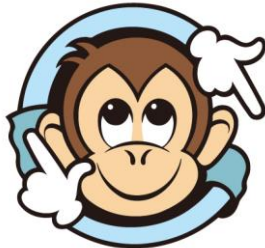
容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を実施していく。

実施にあたっては、効果的な排出抑制が達成できるように市民・事業者・行政の3者が一体となって、それぞれの役割と責任を分担し、連携をとりながら進めるものとする。

市民・事業者・行政の協力体制



(1) 排出抑制・資源化のための施策（令和3年度実績）

施策名	内容	摘要
<p>①ごみ減量・リサイクル推進店制度</p>	<p>ごみ減量化やリサイクル活動を行っている市内の販売店等を認定し消費者と店舗等の相互協力によるごみの減量化とリサイクルの促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装の簡素化推進 ・再生品の販売促進 ・資源回収及び買換え古品の販売促進 ・詰替え用品等の無駄のない製品の販売 ・その他のごみ減量・リサイクルの推進 ・その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業 	<p>認定店舗数の拡大を図る。</p> <p>認定店舗 市内80店舗</p> <p>事業者及び消費者のごみ資源化への意識の向上</p>
<p>ごみ減量・リサイクル推進店認定マーク</p> <p>愛称は「リサル君」</p> <p>リサイクルの言葉からサルをイメージして作られました。</p> <p>手が円を描くことによって、リサイクルを表します。</p> <div style="text-align: right;">  </div>		
<p>②三者協調型資源回収システムの推進</p>	<p>資源物回収システムを見直し、市民・事業者・行政が一体となったシステムを推進する。地域別の資源回収とし、自治会等の団体に協力金を交付することにより、資源回収システムを支援し、一般ごみの排出抑制効果の拡大を図る。</p>	<p>自治会等の団体 135団体</p>

施 策 名	内 容	摘 要
③啓発活動		
小中学生用出前講座	<p>ごみ問題について、早い時期から理解を深めてもらうため、ごみ減量・リサイクル及び適正処理に関する出前講座を小中学生を対象に実施し学校教育を通して啓発に努める。</p>	<p>対象児童生徒 児童生徒数 1,320人</p>
パンフレット等の作成	<p>市民へのごみの適正分別・排出方法の啓発のため「ごみと資源物の分け方・出し方」「ごみと資源物の収集カレンダー」を発行する。</p> <p>また、ごみ問題の現状等を伝えたり、ごみの発生抑制・リサイクル意識の普及啓発のため、「ごみ通信ちがさき」を発行しそれぞれ配布する。</p>	<p>「ごみと資源物の分け方・出し方」 年1回発行 120,000部</p> <p>「ごみと資源物の収集カレンダー」 年1回発行 184,000部</p> <p>「ごみ通信ちがさき」 年1回発行 120,000部</p>
ごみ処理施設等の見学	<p>ごみの実情を知ってもらうため、寒川広域リサイクルセンター、環境事業センター（焼却処理施設）及び最終処分場の積極的な見学の受け入れを行う。</p>	<p>見学者 1,174人</p>
買い物袋の持参の推進	<p>繰り返し使用可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の普及啓発を行う。</p>	

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器 （スチールかん）	282		282		282		282		282	
主としてアルミ製の容器 （アルミかん）	435		435		435		435		435	
無色のガラス製容器 （無色ガラスびん）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	809		809		809		807		807	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	809	0	809	0	809	0	807	0	807	0
茶色のガラス製容器 （茶色ガラスびん）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	423		423		423		423		423	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	414	9	414	9	414	9	414	9	414	9
その他のガラス製容器 （その他ガラスびん）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	513		513		513		513		513	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	513	0	513	0	513	0	513	0	513	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く。） （飲料用紙パック）	64		64		64		64		64	
主として段ボール製の容器 （ダンボール）	3,092		3,092		3,092		3,087		3,087	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの （ペットボトル）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	713		713		713		712		712	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	713	0	713	0	713	0	712	0	712	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （プラスチック製容器包装類）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	2,438		2,438		2,438		2,434		2,434	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	2,438	0	2,438	0	2,438	0	2,434	0	2,434	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、令和3年度の容器包装廃棄物の資源化量実績及び人口変動率を基に推計した。

【計算式】 令和3年度の分別基準適合物等の資源化量実績×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集運搬 段階	選別保管等段階	
			選別	保管
スチールかん	かん	民間業者 による 定期収集	民間業者	市
アルミかん				
無色ガラスびん	びん	民間業者 による 定期収集	民間業者	市
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
飲料用紙パック	飲料用紙パック	民間業者 による 定期収集	民間業者	市及び 民間業者
ダンボール	ダンボール			
ペットボトル	ペットボトル	民間業者 による 定期収集	民間業者	市
プラスチック製 容器包装類	プラスチック製 容器包装類	民間業者 による 定期収集	民間業者	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん・ガラスびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類は、寒川広域リサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行い、飲料用紙パック・ダンボールについては、集積場所より収集後、再生処理業者へ引き渡す。

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチールかん	かん	ネット袋	2 t パッカー車	寒川広域リ サイクルセ ンター
アルミかん				
無色ガラスびん	びん	コンテナ	2 t 平ボディ車	
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
飲料用紙パック	飲料用紙パック	透明・ 半透明の袋	2 t パッカー車	
ダンボール	ダンボール	ひもによる 結束	2 t パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋	2 t パッカー車	寒川広域リ サイクルセ ンター
プラスチック製 容器包装類	プラスチック製 容器包装類	透明・ 半透明の袋	2 t パッカー車	

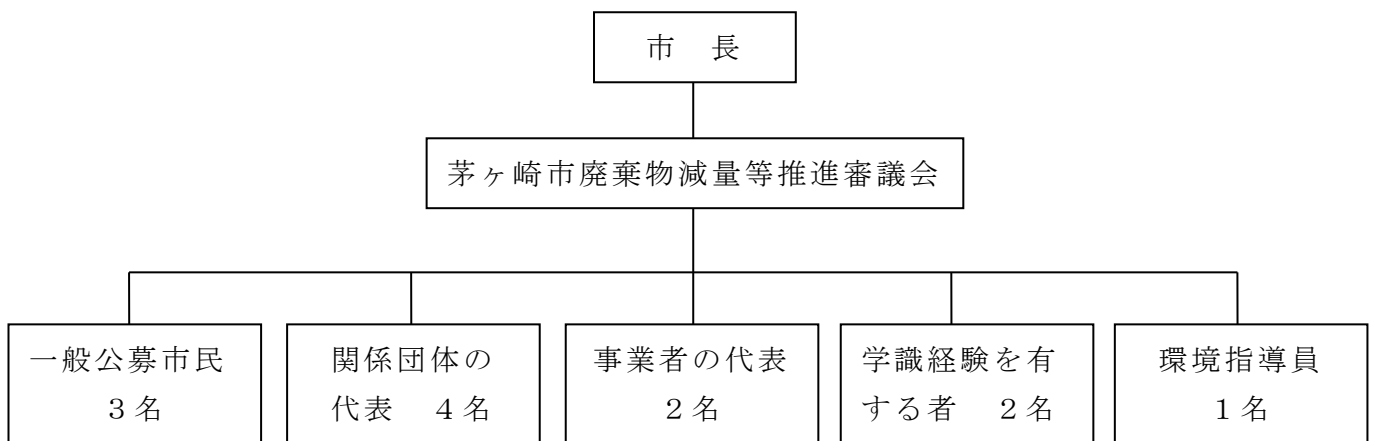
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

（1）本市では、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の促進を図るため茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会及び環境指導員制度を設けている。

I 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき諮問に応じて調査審議し、答申をし、又は意見を建議する。

平成5年7月設置 任期 2年 構成委員 12名



II 環境指導員制度

環境指導員は、ごみの分別、排出等に関する市の施策に協力しその分担する地域において、次の職務を行う。

- ①ごみ集積場所でのごみの分け方出し方の指導
- ②ごみ集積場所の管理等に関する指導
- ③ごみの減量化、資源化及び排出指導等に関する会議、研修会等への出席
- ④その他ごみに関する市及び自治会との連絡調整

任期 2年 構成員 356名

13 その他のリサイクル

その他の紙製容器包装については、菓子箱などの厚紙は「ダンボール」、包装紙や手提げ紙袋は「本・雑誌・雑紙」として収集している。ただし、リサイクル不適合物については、燃やせるごみとして収集している。